

一般社団法人日本造血細胞移植学会 造血細胞移植コーディネーター委員会規約

第1条（名称）

本委員会は、一般社団法人日本造血細胞移植学会 造血細胞移植コーディネーター（Hematopoietic Cell Transplant Coordinator; HCTC）委員会と称する。

第2条（事務局）

本委員会の事務局は、一般社団法人日本造血細胞移植学会事務局に置く。

第3条（目的）

本委員会は、移植に関わるHCTC活動の向上、普及、研修、認定を行うことで、移植医療の質の向上を図り、社会に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本委員会はHCTC活動の向上、普及、認定のために、次の事業を行う。

- 1) 造血細胞移植に関わるHCTCの教育、研修、認定業務
- 2) 造血細胞移植に関わるHCTCの情報収集及び情報交換
- 3) 造血細胞移植に関わるHCTCの研究、支援
- 4) その他必要と認める事業

第5条（委員）

本委員会の委員は、委員長1名、副委員長1名を含む委員約15名で構成する。また、本委員会の活動を補助するため、必要に応じて委員長の指名により、委員以外に事務局補佐員1名と数名のアドバイザーを置く。

第6条（委員の選任）

委員長は、理事会で選任し社員総会で承認を得る。任期は2年とし再任を妨げない。

副委員長及び委員は適宜選任し、社員総会で承認を得る。委員の任期は原則2年とし、再任は妨げない。

第7条（小委員会の設置）

本委員会に以下に関する小委員会を設置する。

- 1) 認定
- 2) 研修
- 3) 広報

小委員会の委員は原則として本委員会の委員で構成される。その任期は2年とし、再任を妨げない。小委員会の委員長は本委員会の委員長により指名される。

第8条（規約の変更）

本委員会の規約は、本部会によって変更することができるが、理事会及び社員総会の承認を要する。

平成24年2月23日施行

平成 25 年 3 月 9 日改定

平成 27 年 3 月 8 日改定